

令和7年度 第9回行政会議 会議録

日 時	令和7年 10 月 24 日(金) 午後2時 00 分～
場 所	行政会議室
出 席 者	別添「令和7年度第9回行政会議名簿」のとおり

(注) 以下会議録については、守口市情報公開条例第7条に規定する非公開情報の考え方に基づき、該当すると考えられる部分は削除している。(※「(以下削除)」と記載した箇所)

—	瀬野市長
内 容	現在実施中の少額随意契約に係る調査において、新たに確認を要する事案が見つかったため、昨日、決算特別委員会の審査に先立ち、正・副議長と各会派の議員に説明に伺った。これを受け、決算特別委員会から新たな資料の提出が求められ、その資料の提出を待ってから決算審査を再開するというような意向が示された。 本日は、この一連のやり取り等について、一度集まって情報共有すべきとの意見があったことを踏まえ、急遽臨時の行政会議を開催した。 詳しくは、担当から説明をお願いします。

—	林企画財政部長、西岡総務部長
内 容	<決算委員会の状況等について> 10月23日の決算特別委員会に関して、状況、委員会からの要求資料及び今後の委員会の審議日程の3点を説明させていただく。 ① 状況について 少額随意契約に関する調査について10月21日に総務部から通知されたが、その翌日の22日の就業時間後、教育委員会事務局から、調査内容に関して新たに確認を要する事案が認められたとの連絡があった。これを受け、23日午前中に、市長と教育長が正・副議長と各会派の議員への報告及び説明に数時間要したことから、決算特別委員会が遅れることとなった。 ② 要求資料について 23日の決算特別委員会において、冒頭、市長から新たに確認を要する事案に関する発言があり、これを受けて委員会から、しっかり審査を進めるため、令和6年度における少額随意契約に関する書類一式の提出が求められた。当該書類の内容等は、後程総務部より説明する。 ③ 今後の委員会審議日程について 理事者からの提出書類をもって、改めて調整するとされたことから、現時点では、審議再開の時期は未定。

	<庁内で実施中の調査について> 少額随意契約について、議会から調査書類の提出を求められており、協力をお願いしたい。議会が求めている書類の要点は、見積書等の関係書類がそろっているか、履行確認がきちんと行われているかの2点。 また、既に通知済だが、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第1号による随意契約、いわゆる少額随意契約が他の各号の適用より優先するということが当該通知の中では分かりづらいとの意見があったため、この点は、契約課と相談して至急考えたい。 また、紙の支出命令書の抽出方法についても、改めて通知予定。既に他の調査に係る通知を発出しているが、今回の調査を優先してやっていただきたい。
質 疑 等	(上甲危機管理監) その新たな事案というのは、どういったことか具体的に教えてほしい。 (助川議会事務局長) 決算審査に必要との理由で議会が何を要求しているのか、議員は昨日議長から説明いただいたので知っている。しかし、皆さんは分からないと思う。 (市長) 要点筆記として記載・公表するレベルで伝えたらいいのでは。 (平田こども部長) 本日の内容は非常に重要な案件であり、要点筆記ではなく、全文筆記で記録をしっかりと残すべきと考える。 (尾崎水道局長) 議会に言っていることを我々に言えないということか。単純な話で、議会に報告された内容を我々に共有していただくだけの話だと思うが。 (林企画財政部長) 教育総務課において、実際には修繕工事が未実施であったにも関わらず、支払がなされていたという事案が複数件あることが判明した。事実関係の確認を速やかに行う必要があるものの、通常では考えづらい事象であったため、まずは速報という形で、市長と教育長に議会へ報告に行っていただいた。 (上甲危機管理監) 修繕工事が未実施であるにもかかわらず、お金を払ってる事案が見つかったということか。令和6年度に。 (林企画財政部長) 払っている事案が見つかったということ。令和7年度に。 (上甲危機管理監) 令和6年度決算に関する話ではないのか。 (西岡総務部長) 今回の通知は、令和6年度だけではなく、令和7年度も調べてほしいとの趣旨で出していたが、令和7年度を調べたら判明したということ。

(上甲危機管理監)

令和7年度に、そのような事案が1つの部署で出てきたということか。

(市長)

決算審査はあくまでも令和6年度だが、令和7年度にそういう事案が出てきたのであれば、令和6年度は問題なかったのかどうか、書類を出してもらって、決算委員会としてそこを調べたいと要求されている状況。

(平田こども部長)

支払いに関する調査であれば、通常は、命令書や工事完了届、写真などにより確認すると思うが、そのあたりの書類は既に調査、確認できているのか。

(西岡総務部長)

書類が作られてることは確認している。

(平田こども部長)

決裁も終わっているのか。

(林企画財政部長)

すでに支出済みということは判明している。

(上甲危機管理監)

少額随契で、1件だけなのか。

(林企画財政部長)

複数件で、全て同じ部署からである。

(助川議会事務局長)

通常、少額随契の決裁は課長専決だが、担当課長はその事実を認識しているのか。当然、聞き取りはしていると思うが。

(林企画財政部長)

課長が専決し、支払ったことは事実であり、当該事実の認識は持っている。

(助川議会事務局長)

市が決裁をしたという認識はあるのか。聞きとりしていないのか。

(尾崎水道局長)

教育委員会の内容であり、企画財政部長が答える必要はない。

(高橋教育部長)

未実施であるにもかかわらず、支払をしたという事実が、調査で複数件あることが判明した。支出命令は課長代理専決だが、当然、支出負担行為は課長が専決済。工事完了の検査書類等も全て整っているが、施工後の写真がない状況。

(助川議会事務局長)

私が聞いているのは、課長に聞き取って、どのように話しているのかということ。

(高橋教育部長)

課長としては、そのまま決裁が回ってきたので、通常通り決裁を行ったと話している。書類上は特段不備がなかったと。

(助川議会事務局長)

課長が負担行為を決裁していれば、事業の内容を把握していたはずなので、少額で分けていることを認識した上で、決裁しているということ。通常であれば、課長に聞き取るはずなので、その内容を教えて欲しい。行政会議の場でそこを言わないのは、隠蔽ではないのか。

(高橋教育部長)

通常通り回ってきた書類については、自分自身も問題ないと判断して決裁したということ。

(助川議会事務局長)

事業内容について、ちゃんと報告も受けているということか。

(高橋教育部長)

もちろん。書類には名称も書いているので。

(上甲危機管理監)

単独の工事が複数件あったのではなく、本来1件で発注すべき工事を分割して発注したのか。

(高橋教育部長)

意図的な分割かどうかは、現時点では定かではない。事実としては、複数件あるということのみ。

(上甲危機管理監)

支払先は同じ業者か。

(高橋教育部長)

相手方は同一の業者。施行場所も1か所。

(助川議会事務局長)

その課長はできていない工事と認識した上で決裁したのか。

(高橋教育部長)

できているものとして押したということ。

(助川議会事務局長)

工事完了したものとして決裁したということは、完了したという説明を課長は課員から受けたということ。つまり、工事完了の報告を、その担当者も業者から受けていたということであれば、決裁に関するラインの全ての職員が工事完了の認識を持っていたということになる。

(上甲危機管理監)

支払っているということは、会計室も問題ないとの認識か。

(中東会計室課長代理)

支払事務処理上、検査関係書類、完了届等の全ての書類がきちんと添付されていないと支払ができないため、今回の事案は特段問題なかったとの認識。

(助川議会事務局長)

課長までの決裁ラインは、担当者と主任、課長代理が見てるのか。

	(高橋教育部長) 担当、主任、課長代理。 (助川議会事務局長) みんな工事が完了したと思って決裁したと言っているのか。 (高橋教育部長) 逆に、そうでなければ決裁をしない。 (上甲危機管理監) ちなみに一か所の場所はどこか。議会に報告している内容であれば、言ってくれたらいいのでは。 (高橋教育部長) 場所は、さつき学園。 (平田こども部長) さつき学園で、今後子どもが増えるから、教室を間仕切りか何かしなければならないという予算をとっていた記憶があるが、当該工事と関係あるのか。 (高橋教育部長) 約 1,960 万円の予算は既に議決済。ただ、当該工事自体は手付かずの状況。 (上甲危機管理監) その状況でお金を払ってもらえるのかということ。お金だけ払って、工事はしていないということか。要は、書類だけ整っているということか。 (高橋教育部長) 本来は、1,900 万円規模の工事であれば入札行為が必要な案件である。あくまでも推測であるが、要はそれを知らずに、分割で工事をしたかのように見せかけて業者に支払っていたのかもしれない。 (小濱水道事業管理者) わからない部分は、推測で話をしない方がいい。今色々話を聞いていたら、まだ整理しきれていないのではないのか。言える、言えないは別にして。 (助川議会事務局長) 早急に対応する事案なのではないか。1,000 万円規模の事業で、仮に担当者が分割発注して決裁を上げてきたら、普通は「一体的な工事ではないか」と上司が止めるはず。 こういう事案は聞き取れば、誰がこの判断をしたのか分かるはずだが、いまだに分かっていないということ自体がおかしい。まだ聞き取りできていない状況なのであれば、誰が、どの時点で、どのような判断を行って今回の件に至ったのかを、早急に担当者等に事情等を聞き取るべき。 (高橋教育部長) そのような聞き取りはまだ行っていない。 (助川議会事務局長) うがった目で見ると、ある 1 人に何か責任を押し付けているように感じる。
--	---

例えば、決裁が課長なのであれば、すぐに聞き取りし、どこまで認識していたのか等はつきりさせておかねばならない。特定個人だけにすべて罪を着せるようなことはあってはならないと思う。

正・副議長の報告の場で聞いたが、その担当者は現在休んでいるとのこと、休んでいるのであれば、他の人に今の認識を聞いて、しかるべき対応をとるべきではないのか。本来聞くべき大事なことを聞いておらず、休んでる人に全部責任を押し付けるといえるのか、全ての罪を着せるようなイメージを抱く。

(平田こども部長)

今の話で、大体誰のことを指しているのか察しはつくが、担当主任はどう話しているのか。聞き取りを行った担当者、聞き取り内容を教えていただきたい。

(高橋教育部長)

先ほど私が申し上げた内容については、私が聞き取りをしたもの。それとは別に、担当主任へは、現在次長に聞き取りさせている状況であり、その内容は現時点では把握できていない。

(平田こども部長)

1対1の個別で聞き取りを行うのか。即座に共有できていない時点で、組織的に問題があるのではないのか。

(尾崎水道局長)

全庁的な調査で資料を集めた後は、どのような形で議会に持っていくのか。チェック方法やその体制、判断基準が不透明であり、多くの職員が疑問に感じている。何のために全庁的に職員が汗をかかなければならないのか。

我々は今案件を聞いたが、作業してくれている職員は何も聞いていない。話を聞いた上でもまだ疑問が残る。その資料を何のために使うのか。

(林企画財政部長)

議会からの資料要求の要旨は2点。1点目は、適切な見積書を徴しているのかという観点。2点目は、工事や修繕が適切に完了し、検収をした上で支払をしているのかという観点。この2つの観点で調査すると聞いている。

(尾崎水道局長)

まず1点目は、普段監査等で資料を見られているから問題ないのではないのか。何でもかんでも議会からの要求を受けてきたら、今のように全庁的に仕事が止まってしまう。みんな、この資料がどのように使われるかも不明な状況で、何のために汗かいてやっているのかわかっていない。誰がこれを判断して、どういう場合であれば間違いになるのか。みんな普段99.9%は普通に仕事している。

今回新たに判明した、工事未実施なのに支払っているなんて事案は今まで一度も聞いたことがない。通常業務を止めてまで、全ての関係資料を整理・提出することで、一体何の役に立つのか甚だ疑問。

(上甲危機管理監)

議員の方々は、適正に見積もりを徴しているかなんて見て分かるのか。

(林企画財政部長)

一覧表にして、ある書類ない書類を明らかにしていく。

(小濱水道事業管理者)

時間を費やしたとしても、やるべきことはやらなければならないし、整理すべき事項は整理しなければならない。ただし、もし不備があった場合に、全庁的に同じことを、もう1回やらなければならない事象は避けるべき。

要は、今求められているもの、内容が確定できているのかということ。

(林企画財政部長)

項目を1つずつ確認し、書類を選んでいる。

(小濱水道事業管理者)

作業の二度手間はないということで間違いはないか。

なぜ、あえて聞いているかということ、実際の決算委員会でのやりとりは誰も知らない。どんなやりとりがあって、最終決着がどうなったのか、その経過も全く不明な状況で、突然に資料作成の依頼がきても、職員は不安に感じるだけ。作業量も相当の量があり、本当にそれに対応できるのか。やはり、委員会に入っていたメンバーが、責任を持って全ての職員に説明しないと理解が得られないのではないか。

(増田健康福祉部長)

調査内容については、少額随契に該当するのか否か等について、通知だけでは中々判断できないとの声が部内でも多くあがっている。

通知の解釈によって、全てが調査対象になるのであれば、健康福祉部の一部の課だけで300件を超えるような事務もある。これでは業務が回らない。現実の契約内容等も見ても判断してほしい。

また、何か疑義があった場合に問い合わせる担当部署の提示もない。該当する契約の全てを各担当課に委ねられている状況で、後々疑義が生じた際に各課の責任にされるのは避けていただきたい。

(平田こども部長)

支払ったお金はどこに行って、どうなったのか。その点に関して、今後の市としての対応方針はどのように考えているのか。

(西岡総務部長)

警察には相談済み。警察も今回の事案に興味を持っている。

(平田こども部長)

興味を持っているといった発言は控えるべき。

(西岡総務部長)

興味があるというのはあくまでも私の主観。誤解を招く発言については申し訳ない。警察には先日情報提供した。(以下削除)

(上甲危機管理監)

当該事案に関して、報道提供等は考えているのか。

(林企画財政部長)

まずは調査を行い、事実関係が明らかになってきた段階で検討したいと考えている。

(尾崎水道局長)

数日前に起きた、逮捕者が出た贈収賄の事案は金品を実際にもらっていた。今回の事案は、架空の工事に公金を支払ったという事実に関しては既に認定できているのではないか。そこを警察に委ねなければならない理由は何なのか、市としての認識を教えてください。

金品を受け取っていたり、キックバックしてもらっていたりといったニュースは聞か
が、その部分の捜査は警察の範疇。事実認定自体は市としてできるはずでは。

(助川議会事務局長)

報道提供をすぐにすべきという意見が議会の中でも出ている。

先延ばしになると、前の事案もあるので、事実認定すべき部分は確実にすべき。何か収賄があるかわからないが、そこまで待つ必要はなく、市として説明責任を果たさなければならない。情報公開として。この行政会議で中身を言えないようなスタンスではダメ。

(尾崎水道局長)

もちろん報道提供も大事かもしれないが、大事なのは市としてどういう認識まで到達しているのかということ。工事を実施していないという認識があるのに、支払をしていたか否かは、警察が判断するのではなく、当事者間で判断すること。その認識合せをしなければならないのでは。

(市長)

今の指摘のとおり、市が騙されて、完了届と請求書が届いたので支払ってしまったのか、または、担当職員が知りながら支払ったのかは、きちっと確認をしなければならない。そういった一連の確認が取れた段階で、発表すべきではないかと考えている。

(尾崎水道局長)

休んでいる職員には連絡はつくのか。まだ連絡していないのか。

(高橋教育部長)

連絡をつけることはできるが、まだ連絡はしていない。

(助川議会事務局長)

全員説明会でも話があったと思うが、初動対応は大事。その担当者から、何も意見を聞いてないということは、市の対応としてよろしくないのでは。

(小濱水道事業管理者)

ということは、連絡できるが、応じてくれるかどうか不明という状況か。

(西岡総務部長)

昨日、警察に相談した際、(以下削除)

(尾崎水道局長)

ということは、今行っている調査で何か新たな問題が出てきた時点で、担当や所属に何も聞かず、全て警察に言うということか。

(助川議会事務局長)

警察に報告すること自体が疑問。まずは、関係者への聞き取りを確実にを行い、怪しい点が出てきた段階で、警察へ捜査協力をお願いするという流れが正しい対応なのではないか。

(尾崎水道局長)

起案者や課長に何も聞いていない中で、なぜいきなり警察に言いに行くのか。

(林企画財政部長)

もちろん報告を受けた際には、教育部次長、教育総務課長にも同席いただき、ヒアリングを行っている。事実についての認識も確認している。

(助川議会事務局長)

今回の事案に関しては、喧嘩など個人的な事案ではなく、組織的に決裁された中で起きている事案。不手際があれば、まず内容確認し、例えばその担当者が一事業者と非常に密接な関係があることが判明した時点で警察に相談に行くのが普通。事務ミス一つ、契約事務の失敗一つでいきなり警察に行くのか。

結果、本当にそうかもしれないが、すべき時期というのはある。教育長としてどう思っているのか。同じ組織の職員に関して、こんなことさせていいのか。私であれば怒る。これは事務のミス。警察に行く理由がわからない。

(尾崎水道局長)

申し訳ないが、色んな話を時系列で聞いて、全く理解できない。言えないこともあるかもしれないが、今聞いている情報だけでも、おかしいと思う。同じ案件が出てきたら、またみんなで警察に行くのか。

(助川議会事務局長)

朝一番、9時半に正・副議長のところに、市長と教育長が来られた。そこでは既に警察の名前が出ていた。この段階で、市長は警察の捜査を受けようと思っているとまで言っている。私はその時、市長に「損害賠償等の話はあるかもしれない」と話した。しかし、なぜ警察に行くのか理解できない。

(平田こども部長)

警察にも相談されているとのことなので、場合によっては捜査対象になってくるかもしれないため、私の知っている情報を話させていただく。

当該担当者と昨日電話で話をした。彼に対しては、昨年度当初から事務の方法等に関して幾度となく助言・指導してきた。当然、彼は何も金品等は受け取っていないと話しているが、ここは警察の範疇。「(以下削除)」と言った話も出たことも事実。

さつき学園は、原田指導監が校長として着任していた頃に、子どもが増えるか

ら教室を増やしてほしいという話があり、今年度教育監として着任以降も、進捗状況は耳に入っていたと思慮する。

主任と一緒に都市整備部に相談に行ったとも聞いている。実際、本来であれば7、8月頃から行う工事ができなくなり、冬休みに変更になったが、(以下削除)といったことまで本人は話していた。(以下削除)とのこと。

ただ、私は彼に騙されているかもしれないし、私としても彼を擁護するつもりはない。ただ一方で、このような意見もある中で、何の精査も審査もせず、組織として、主任や担当の技術職員への事実確認すらせず、さらには彼から課長に報告し、進め方に関してOKをもらっている状況にもかかわらず、警察に届け出、相談されているという点は、私も納得できない。

(助川議会事務局長)

課長にも報告しているのか。さっき聞いた話とは異なるが。

(平田こども部長)

本人は課長に報告していると言っている。(以下削除)これは事実。

(以下削除)繰り返しになるが、彼を擁護したり、隠蔽したりするつもりは毛頭ない。きっちりと徹底して調査いただければと思うので、宜しくお願いする。

(長田理事)

細かい話だが、部内に確認すると、もともと設計の段階で部屋を3つに割るという話だったとのこと。採光の関係があって、諸々の修正事案が出てきて、間に合わないかもしれないという話が出てきた可能性はある。

(上甲危機管理監)

ただ、1,960 万円の予算の工事であり、本来は一括して実施する工事ということで、結局は分割してしまっているということか。

(長田理事)

普通に入札すればよかったと思うが、なぜこのような事態になってしまったのかは疑問。

(尾崎水道局長)

話を聞いていて1番謎なのは、なぜ支払っているのかということ。分割発注はダメだが、支払っていること自体が理解できない。本当に何もしていないのか。

(林企画財政部長)

当該工事について未着手であるということは確認済。

(平田こども部長)

去年の段階から、採光絡みで二転三転し、ようやく今年度、設計から工事まで全部予算がついたとの認識。なぜこのような事態になったのか、そこは調査いただければと思う。(以下削除)そんな状況で、どのように組織として回ったのかは不明だが、そこは警察なりに捜査に入っていたいただければ。

ただ、通常 1,900 万円規模の工事予算があって、少額で同じ支払先の決裁が立て続けに上がってくれば、さすがに上司も疑問に思って確認すると思うが。

	(上甲危機管理監) 平田部長は昨年度、教育委員会に在籍していたと思うが、このようなことはなかったのか。 (平田こども部長) 全くないとは言い切れない。ただ、基本的には分割というより、先払いするような事案はないと思う。それは調査していただければ。 (林企画財政部長) 本日の臨時の行政会議では、昨日の決算委員会の事実関係の経緯と、今庁内で調査している内容の説明をさせていただいた。最後に市長から一言お願いする。 (市長) 今回協力をお願いしたのは、決算委員会からの公式な書類の要求であり、短期間での対応となるが、ぜひ協力してもらいたい。個別の事情があり、件数も大量になる旨は議会にも理解を求め、必要以上に膨大な資料の提出にならないよう配慮願いたいとの事情は説明していく。
--	--